

第2章 警報設備

第5節 自動火災報知設備

問1 再鳴動機能付の受信機の設定について。

答1 防火対象物の規模により時間を設定すること。

- (1) 総合操作盤の設置を要する防火対象物
→ 6分
- (2) 地階を除く階数が5以上で、延べ面積が3,000 m²を超える防火対象物
→ 4分
- (3) (1) 及び (2) に該当しない防火対象物
→ 2分

問2 特定防火対象物（16項イ）の特定用途が存しない階が無窓階の場合、その階に設置する感知器種別について。また15項の防火対象物に存する共同住宅の住居部分に設置する感知器種別について。

答2 規則第23条第4項第1号ニ（チ）を適用し、差動式で可とする。
※昭和48年10月23日付消防予第140号・消防安第42号（「特定防火対象物が存しない無窓階の場合、煙感知器は必要か」）においては煙感知器を設置することとされている。

問3 ペントハウス、自走式駐車場の屋上に発信機、ベル、表示灯は必要か。

答3 ベルのみ設置すること。なお、自走式駐車場の屋上の設置位置については、対角に2箇所以上設置すること。（非常警報設備についても準用する。）

問4 冷凍室等に感知器は必要か。

答4 1 m²以上あれば必要。

ただし、受信機又は常時人が監視している場所に設置する警報盤等に温度が異常である旨の警報を表示できる場合は、感知器の設置は不要。

問 5 感知区域を構成する間仕切壁やカーテン等の上部に空気の流通する有効な開口部を設けた場合の取扱いについて。

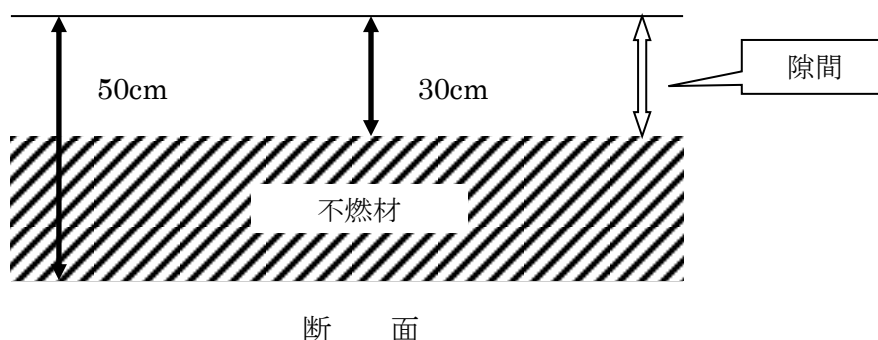
答 5 下記の開口部を設けた場合は、同一感知区域とできる。
なお、認定品のカーテンのメッシュ部分は開口部の一部として差し支えない。

- (1) 熱感知器（差動式分布型感知器を除く。）
開口部の大きさが短辺 0.3m 以上、長辺が間仕切壁幅の 60% 以上。
※間仕切壁等の上部とは取付け面の下方 0.4m 未満の部分とする。
- (2) 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）
- ・ 開口部の大きさが 0.2m 以上×1.8m 以上。
 - ・ 開口部の大きさが 0.2m 以上×0.3m 以上とし、その開口部から 0.3m 以内の位置に感知器を設けること。
- ※間仕切壁等の上部とは取付け面の下方 0.6m 未満の部分とする。

問 6 P S 等に床がある場合は、当該床にどれくらいの大きさの開口部があれば堅穴区画とみなすことができるか。

答 6 当該床部分の面積の 10% 以上の開口部があれば堅穴区画とし、最頂部に煙感知器を設置すること。堅穴区画としない場合は、感知器の種類は問わない。

問 7 下図の天井裏に感知器は必要か。



答 7 天井裏に不燃材が設けられ、隙間が 50cm 未満であれば不要とする。

問 8 押入れに設ける感知器の種類、位置及び条件について。

答 8 有効面積 1 m²以上あれば天袋の有無にかかわらず最上部に定温特種を設置すること。

問 9 「蓄積型感知器と蓄積式中継器又は蓄積式受信機を接続する場合の留意事項について（通知）」（昭和 63 年 9 月 20 日付消防予第 234 号）の運用方法は。

答 9 通知どおり運用し、必要に応じて書類を提出させること。

問 1 0 クローゼット、物入れ（押入れは除く）、P S 等内に感知器を設けるのに条件はあるか。また感知器の種類は問うか。

答 1 0 有効面積 1 m²以上あれば設置は必要であるが、感知器の種類は問わない。（単身者向けクローゼット等も同様とする。）ただし、仏間については、面積に関係なく感知器必要。感知器の種類は問わない。

問 1 1 配管のみのピット内に感知器は必要か。

答 1 1 原則、床面積の発生があるピットは感知器が必要。
床面積の発生はないが電気配線があるピットは、感知器の設置すること。（指導）
ただし、高さが 500mm 未満又は湿度 85%以上となる場合は設置不要。

問 1 2 風除室、脱衣室、洗面場に感知器は必要か。

答 1 2 洗面場以外は必要。

問 1 3 煙感知器が必要になる防火対象物又はその部分の P S に煙感知器は必要か。

答 1 3 必要であるが、P S 内に給湯器等を設置する場合は、定温式の防水型としても支障なし。

問 1 4 下図の場合は、感知器をどこに設置すればよいか。

物入れ	物入れ	ハンガーパイプ付クローゼット	物入れ	洋酒棚
			T V	
			物入れ	

答 1 4 物入れだけの床面積が 1 m²以上あれば、物入れ部分のみに感知器が必要である。

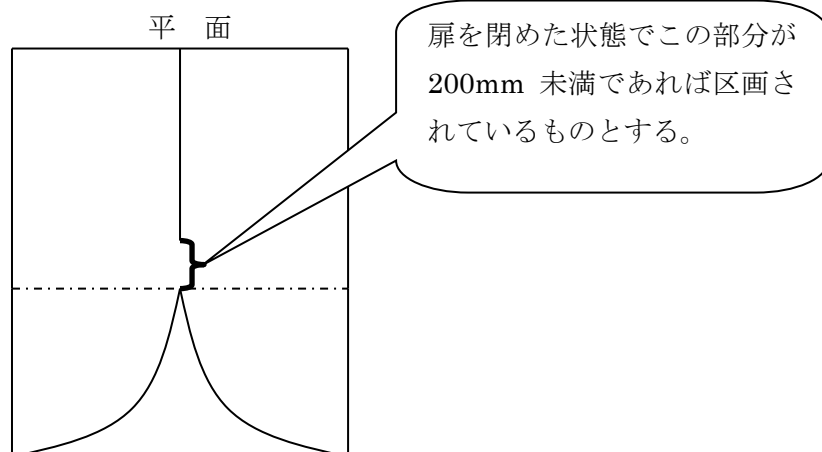
(棚の有無に関わらず最上部に感知器を設置すること。) また、各物入れが区画
されていれば各区画の面積で要否を判断すること。

なお、上部又は前部に 200mm 以上の隙間があれば、中央付近 1 か所に感知器を設
置すること。(※ 1 参照)

T V 台の上部及び下部の物入れは、天袋及び地袋になるため不要とし、洋酒棚に
についても不要とする。

ただし、家具については不要とする。

※ 1 区画の判断基準について



問 1 5 トイレ内に感知器は必要か。

答 1 5 不特定多数の者が使用する施設^{※1}
(収容人員の把握、管理が可能な施設を除く^{※2}) のトイレで、
トイレ内に温水洗浄便座、電気温水器又は手を乾燥させる器具等が設けられて
いる場合は、設置すること。

※1 特定用途対象物・公共施設等(図書館・博物館・美術館)

※2 小規模な診療所・老人施設・障がい者施設・幼稚園・保育園等

問 1 6 非常放送設備と自動火災報知設備を連動する場合の鳴動について。

答 1 6 発信機を使用した場合は、出火階直上階の火災確定放送とすること。

問 1 7 屋上や倉庫内に設置された簡易物置に感知器は必要か。

答 1 7 1 m²以上で、かつ物置内で作業ができる形状であれば必要とする。
なお、物置内で作業できる形状とは、奥行 1 m 以上または高さが 1.4m 以上と
する。(非常放送設備のスピーカーについても準用する。)
※上記、感知器を設置する物置内のスプリンクラーヘッドについては「スプリン
クラー設備の問 2」を準用する。

問 1 8 モデルルームにあるモデル住戸内の感知器の設置について。

答 1 8 トイレ、浴室及び廊下も展示物の一部とし、1 m²以上あれば設置すること。
また感知器の種別については、差動式で可とする。(無窓階を除く。)

--

問 1 9 住戸内の P 型 3 級受信機の主音響を地区音響として警戒できる範囲について。

答 1 9 各住戸ごとに 10m 以内の包含で警戒すること。（住戸内の間仕切りは不問。）
また、未警戒部分には補助音響を設けること。

問 2 0 介護入浴設備等（機械浴室）を設置している浴室に感知器は必要か。

答 2 0 定温式防水型の感知器を設置すること。

問 2 1 外気が流通する箇所（5 m 以内）に対する感知器の設置について。

答 2 1 平成 3 年 5 月 29 日付消防予第 115 号の通知により、炎感知器の設置が必要。
ただし、上屋その他外部の気流が流通する場所（以下「外気流通場所」という。）
又は天井等の高さが 20m 以上ある場所で、当該場所が用途上可燃物品の存置
が少ない等により、火災の発生が著しく少ない場合又は火災が発生した場合、
延焼拡大のおそれが著しく少ない場合は令 32 条を適用し、感知器の設置を免
除して差し支えない。

- 例 （１） 開放廊下、開放階段及びバルコニー
（２） 車寄せの上屋及び建物のひさし等の下部
（３） 荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部のうち、
使用時間外等無人時において当該部分に可燃物がない等良好な防火
管理が期待できるもの（この場合、特例適用願出書の提出が必要。）

問 2 2 建築物の底下等（外気の流通あり）に用途（駐車場、室外機置場等）があり、
面積が発生した場合、問 21 の令 32 条を適用し、感知器の設置免除は可能か。

答 2 2 誤作動の可能性が低い場所に設けられた特種または 1 種の熱感知器（防水型に
限る）が、外気流通場所を有効に感知できるように設けられている場合は、炎感
知器を設置しないことができるものとする。
また、室外機（GHP 除く）置場、自転車または排気量 50cc 未満の単車を止め
る駐輪場が、すべて外気流通場所に該当する場合は、感知器を設けないことがで
きるものとする。